

魚津市告示第 74 号

魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の一部改正について
魚津市水産業経営安定補助金交付要綱（平成20年魚津市告示第124号）の
一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 26 日

魚津市長 村椿 晃

附則第 3 項中「平成33年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。
別表 3. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁獲共済掛金
補助の項中

「

本人負担掛金に対し ・ぶり定置 5%以内 ・その他の定置 16%以内 ・その他漁業 20%以内	沿岸沖合漁業者又は市長が 特に必要と認める漁業者に限 る。
---	-------------------------------------

を

「

本人負担掛金に対し (沿岸沖合漁業) ・ぶり定置 5%以内 ・その他の定置 16%以内 ・その他漁業 20%以内 (サンマ漁業) ・サンマ棒受網 2%以内	沿岸沖合漁業者及びサンマ 漁業者であって、魚津船籍の 漁船に限る。
---	---

に

改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。